

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部商工観光課 No.001

処 分 名	小口資金融資あっ旋の決定
処 分 の 概 要	融資あっ旋の申込書を受理したときは、申込内容を調査し、融資あっ旋の可否を決定するものです。
根拠条例等・条項	春日部市小口資金融資あっ旋条例（平成 17 年条例第 128 号）第 11 条第 1 項
審 査 基 準	小口資金融資は、地方自治体、信用保証協会、金融機関の三者が協力して公的資金を貸し出す制度融資であり、処分の決定には個別具体的な判断を要するため、審査基準を設定しません。 なお、あっ旋後は、取引金融機関や埼玉県信用保証協会の審査もあります。
標準処理期間	20 日（あっ旋の決定に要する期間 2 日を含む）
設 定 年 月 日	最終改正：平成 26 年 4 月 1 日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	第二庁舎 3 階商工観光課窓口への提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/jigyoshamuke/keieishien/8391.html
根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市小口資金融資あっ旋条例 （融資あっ旋可否の決定） 第11条 市長は、申込書を受理したときは、申込内容を調査し、融資のあっ旋可否を決定しなければならない。 2 市長は、前項の規定により融資することが適当と認めたときは、金融機関にこれを通知する。 3 前項の通知を受けた金融機関は、市長の意見を尊重して融資の審査を行うものとする。 4 金融機関は、前項の審査により融資することが適当と認めたときは、保証協会の保証に付するものとし、保証協会が保証の承諾をした後に、融資を行うものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：環境経済部商工観光課 No.002

処 分 名	中小企業近代化資金融資あっ旋の決定
処 分 の 概 要	融資あっ旋の申込書を受理したときは、申込内容を調査し、融資あっ旋の可否を決定するものです。
根拠条例等・条項	春日部市中小企業近代化資金融資あっ旋条例（平成 17 年条例第 127 号）第 11 条第 1 項
審 査 基 準	中小企業近代化資金融資は、地方自治体、信用保証協会、金融機関の三者が協力して公的資金を貸し出す制度融資であり、処分の決定には個別具体的な判断を要するため、審査基準を設定しません。 なお、あっ旋後は、取引金融機関や埼玉県信用保証協会の審査もあります。
標準処理期間	50 日（あっ旋の決定に要する期間 2 日を含む）
設 定 年 月 日	最終改正：平成 26 年 4 月 1 日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	第二庁舎 3 階商工観光課窓口への提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/jigyoshamuke/keieishien/8391.html
根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市中小企業近代化資金融資あっ旋条例 （融資あっ旋可否の決定） 第11条 市長は、申込書を受理したときは、申込内容を調査し、融資のあっ旋可否を決定しなければならない。 2 市長は、前項の規定により融資することが適当と認めたときは、金融機関にこれを通知する。 3 前項の通知を受けた金融機関は、市長の意見を尊重して融資の審査を行うものとする。 4 金融機関は、前項の審査により融資することが適当と認めたときは、保証協会の保証に付するものとし、保証協会が保証の承諾をした後に、融資を行うものとする。

申請に対する処分の審査基準

担当部署:環境経済部商工観光課 No.003

処 分 名	特定商工業者に対する負担金賦課の許可
分 の 概 要	商工会議所が行う特定商工業者に対する負担金の賦課にかかる申請について、その内容が適正なものであるかを審査し、許可するものです。
根拠法令等・条項	商工会議所法第 12 条 商工会議所施行令第 4 条
審 査 基 準	負担金賦課の許可基準は、次のとおりです。 1.負担金の許可については、商工会議所法施行令第 4 条に定める基準による。 2.負担金をもって充てることのできる経費は、当該事業年度の法定台帳の作成、管理及び運用に必要な経費である。したがって、前年度の不足分について当該年度の負担金として徴収することは認めない。 3.法第 12 条第 2 項の「特定商工業者の過半数の同意」については次による。 （1）負担金の賦課に関する特定商工業者の同意は、書面により何年度において金何円（又は後に減額する場合の便宜のため金何円以内）の負担金を賦課することを明示して求めたものであること。 （2）同意を、数年度分まとめて求めることは認める。その場合においては、各年度について、それぞれ金額を明示し、5 年分程度以内のものであること。 （3）なお、従来から負担金を納入してきた特定商工業者に関しては、同意を求める事業年度を明示するとともに、異議ある場合における異議の回答をなすべき期限（原則として 1 か月以上）及びその期限までに異議の回答がなければ同意したものとみなす旨明示して同意を求めた後、その期限までに異議がある旨の回答がない限り、これを同意したものとみなして処理することを認める。
標準処理期間	14 日間
設 定 年 月 日	最終改正：平成 30 年 4 月 1 日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	第二庁舎 3 階商工観光課窓口への提出
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■商工会議所法
(負担金)

第12条 商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けて、特定商工業者に対して、所要の負担金を賦課することができる。

2 商工会議所は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得た後でなければ、前項の許可を申請してはならない。

■商工会議所施行令
(負担金)

第四条 経済産業大臣は、法第十二条第一項の許可の申請が次に掲げる要件に適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 特定商工業者に賦課する負担金の総額は、商工業者法定台帳の作成、管理及び運用に直接必要な最少限度の経費の額を超えないこと。

二 特定商工業者に賦課する負担金の額を不均一にする場合は、特定商工業者の法第七条第二項第一号に規定する従業員の数又は同項第二号に規定する資本金額若しくは払込済出資総額（その商工会議所の地区以外の地域にも営業所等を有する特定商工業者にあつては、その資本金額又は払込済出資総額に、その商工会議所の地区内の営業所等の従業員の数のすべての営業所等の従業員の数に対する割合を乗じて得た額）を基準とし、特定の者を不当に差別的に取り扱わないこと。

三 特定商工業者に賦課する負担金の額を不均一にする場合は、特定商工業者に賦課する負担金の額のうち最高のもの、特定商工業者に賦課する負担金の総額を特定商工業者の数で除して得た額（以下「平均負担額」という。）の一倍半の額を超えず、その最低のものは、平均負担額の半額を下らないこと。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部商工観光課 No.004

処 分 名	企業誘致奨励措置の指定
処 分 の 概 要	新規企業立地者は指定した要件に該当すると認められた場合、奨励措置の対象者として指定することができます。
根拠条例等・条項	春日部市企業誘致条例（平成 24 年条例第 46 号）条例第 3 条第 4 条
審 査 基 準	工場等を新設される者（※1）に対して、下記の①～③に該当する場合は奨励措置の対象者として指定できます。 ①敷地面積が 1,000 平方メートル以上 ②延床面積が 300 平方メートル以上 ③常時雇用従業員数が 10 人以上又は市内に住所を有する（※2）常時雇用従業員数が 5 人以上であること ※1 新設とは適用地域内に工場等を有しない者が新たに又は適用地域内に工場等を有する者が別に工場等を設置することをいう。 ※2 当該常時雇用従業員が市内に住所を有することを証する場合は、書類（住民票の写し等）が必要です。
標準処理期間	30 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 5 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	操業開始日から 3 ヶ月以内
申 請 方 法	第二庁舎 3 階商工観光課窓口への提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/jigyoshamuke/shokogyo/kigyoyuchiannai/8415.html

■企業誘致条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利の目的をもって事業を営む者をいう。
- (2) 適用地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第10号及び春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例（平成24年条例第37号）第50条第1項第1号による土地の区域をいう。
- (3) 工場等 適用地域において指定された予定建築物の用途に適合する施設をいう。
- (4) 新設 適用地域内に工場等を有しない者が新たに又は適用地域内に工場等を有する者が別に工場等を設置することをいう。
- (5) 固定資産税 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産に課税される税をいう。
- (6) 常時雇用従業員 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条に規定する解雇予告を必要とする者、かつ、厚生年金保険及び全国健康保険協会管掌健康保険等（市町村国民健康保険を除く。）に加入する者をいう。
- (7) 操業開始日 工場等がその施設の稼動を開始した日をいう。
- (8) 公害 環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する公害をいう。

(奨励措置)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、工場等を新設する者に対し、企業誘致奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することができる。

2 奨励金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 固定資産税相当額奨励金（以下「甲奨励金」という。）
- (2) 水道加入分担金相当額奨励金（以下「乙奨励金」という。）

(奨励措置の対象者の指定)

第4条 市長は、工場等を新設する者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、前条に規定する奨励措置の対象者として指定することができる。

- (1) 敷地面積が1,000平方メートル以上であること。
- (2) 延床面積が300平方メートル以上であること。
- (3) 常時雇用従業員数が10人以上又は市内に住所を有する常時雇用従業員数が5人以上であること。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部商工観光課 No.005

処 分 名	先端設備等導入計画の認定
処 分 の 概 要	先端設備等の導入をしようとする中小企業者が作成した、先端設備等導入に関する計画の認定の申請があった場合、申請内容を審査し、適合すると認めるときは、その認定をするもの。
根拠条例等・条項	中小企業等経営強化法（平成 11 年 3 月 31 日号外法律第 18 号）第五十二条第 4 項
審 査 基 準	認定の申請があった場合において、先端設備等導入計画が以下のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。 - 一 基本方針及び本市の同意導入促進基本計画に適合するものであること。 - 二 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
標準処理期間	30 日
設 定 年 月 日	平成 30 年 6 月 26 日
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	第二庁舎 3 階商工観光課窓口への提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/jigyoshamuke/shokogyo/10974.html

■中小企業等経営強化法

（先端設備等導入計画の認定）

第五十二条 同意導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入（以下「先端設備等導入」という。）をしようとする中小企業者は、その実施しようとする先端設備等導入に関する計画（以下この条及び次条において「先端設備等導入計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、その導入する先端設備等の所在地を管轄する特定市町村（同意導入促進基本計画を作成した市町村をいう。以下同じ。）に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の中小企業者が先端設備等導入を共同で行おうとする場合にあっては、当該二以上の中小企業者は共同して先端設備等導入計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 先端設備等導入計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 先端設備等の種類及び導入時期
- 二 先端設備等導入の内容
- 三 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

4 特定市町村は、第一項の認定の申請があった場合において、その先端設備等導入計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 基本方針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合するものであること。
- 二 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 特定市町村は、第一項の認定をしたときは、経済産業大臣に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部商工観光課(指定管理者) No.006

処 分 名	道の駅「庄和」の使用許可（別表１）
処 分 の 概 要	道の駅「庄和」を使用しようとするときは、市長（指定管理者が管理している場合は、指定管理者）の許可を受ける必要があります。
根拠条例等・条項	春日部市道の駅「庄和」条例（平成 21 年 6 月 22 日条例第 130 号）第 5 条 春日部市道の駅「庄和」条例施行規則（平成 21 年 6 月 22 日規則第 31 号）第 3 条
審 査 基 準	◎春日部市道の駅「庄和」の使用の許可は、当該施設の使用が次の(1)から(3)の要件に該当しない必要があります。 (1)秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。 (2)建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。 (3)その他管理上支障があるとき。
標準処理期間	即日～1 週間
設 定 年 月 日	平成 21 年 6 月 22 日（最終改正：平成 31 年 3 月 22 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	道の駅「庄和」窓口への提出
備 考	・ ホームページのリンク先 https://www.michinoeki-showa.or.jp/ ・ 公共施設予約システムにより、使用の予約をすることができます。
根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市道の駅「庄和」条例 第 5 条 道の駅の施設を使用し、又は別表第 2 に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 前項の許可は、その使用が次のいずれかに該当するときは、これを許可しない。（略 ※審査基準と同じ） 3 （略） 第 14 条 使用者は、第 5 条第 1 項の許可を受けたときに別表第 1 及び別表第 2 で定める使用料を納入しなければならない。ただし、別表第 2 の物品の販売及びこれに類する行為の使用料については、あらかじめ最低使用料を定めることができるものとする。

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

第 17 条 （略 ※指定管理者による管理）

第 28 条 （略）

2 利用料金の額は、別表第 1 及び別表第 2 に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。

■春日部市道の駅「庄和」条例施行規則

第 3 条 条例第 5 条第 1 項の規定により、道の駅の施設等（以下「施設等」という。）を使用し、又は条例別表第 2 に掲げる行為をしようとするものは、春日部市道の駅「庄和」使用許可申請書（様式第 1 号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日の 1 か月前の日から 7 日前の日まで受け付けるものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

3 市長は、第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、条例第 14 条に規定する使用料を徴収し、春日部市道の駅「庄和」使用許可書兼領収書（様式第 2 号。以下「許可書」という。）により許可するものとする。

4 （略）

5 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、既納の使用料の差額又は全額を徴収し、又は還付し、春日部市道の駅「庄和」使用変更許可書兼領収書（様式第 4 号）により許可するものとする。

6 （略）

7 施設等を引き続いて使用することができる期間は、3 日とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

■春日部市公共施設の暴力団当排除に関する条例 第 3 条

別表第 1 （第 14 条、第 28 条関係）

区分	使用料	備考
研修室	1 時間につき 500 円	
附属設備	別に市長が定める。	

備考 使用時間が 1 時間未満であるとき、又は使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その使用時間又はその端数時間は、1 時間として計算するものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部商工観光課(指定管理者) No.007

処 分 名	道の駅「庄和」の使用許可（別表 2）
処 分 の 概 要	道の駅「庄和」を使用しようとするときは、市長（指定管理者が管理している場合は、指定管理者）の許可を受ける必要があります。
根拠条例等・条項	春日部市道の駅「庄和」条例（平成 21 年 6 月 22 日条例第 130 号）第 5 条 春日部市道の駅「庄和」条例施行規則（平成 21 年 6 月 22 日規則第 31 号）第 3 条
審 査 基 準	◎春日部市道の駅「庄和」の使用の許可は、当該施設の使用が次の(1)から(3)の要件に該当しない必要があります。 (1)秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。 (2)建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。 (3)その他管理上支障があるとき。
標準処理期間	14 日（処分案作成から文書送付までの期間 4 日を含む）
設 定 年 月 日	平成 21 年 6 月 22 日（最終改正：平成 31 年 3 月 22 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	道の駅「庄和」窓口への提出
備 考	・ ホームページのリンク先 https://www.michinoeki-showa.or.jp/ ・ 公共施設予約システムにより、使用の予約をすることができます。
	■春日部市道の駅「庄和」条例 第 5 条 道の駅の施設を使用し、又は別表第 2 に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 前項の許可は、その使用が次のいずれかに該当するときは、これを許可しない。（略 ※審査基準と同じ） 3 （略） 第 14 条 使用者は、第 5 条第 1 項の許可を受けたときに別表第 1 及び別表第 2 で定める使用料を納入しなければならない。ただし、別表第 2 の物品の販売及びこれに類する行為の使用料については、あらかじめ最低使用料を定めることができるものとする。 第 17 条 （略 ※指定管理者による管理）

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

第 28 条 （略）

2 利用料金の額は、別表第 1 及び別表第 2 に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。

■春日部市道の駅「庄和」条例施行規則

第 3 条 条例第 5 条第 1 項の規定により、道の駅の施設等（以下「施設等」という。）を使用し、又は条例別表第 2 に掲げる行為をしようとするものは、春日部市道の駅「庄和」使用許可申請書（様式第 1 号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日の 1 か月前の日から 7 日前の日まで受け付けるものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

3 市長は、第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、条例第 14 条に規定する使用料を徴収し、春日部市道の駅「庄和」使用許可書兼領収書（様式第 2 号。以下「許可書」という。）により許可するものとする。

4 （略）

5 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、既納の使用料の差額又は全額を徴収し、又は還付し、春日部市道の駅「庄和」使用変更許可書兼領収書（様式第 4 号）により許可するものとする。

6 （略）

7 施設等を引き続いて使用することができる期間は、3 日とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

■春日部市公共施設の暴力団当排除に関する条例 第 3 条

別表第 2 （第 5 条、第 14 条、第 28 条関係）

行為	単位		使用料
	数量	期間	
物品の販売及びこれに類する行為	販売金額の 20 パーセント （最低使用料設定あり）		
業として行う写真又は映画等の撮影	1 m ²	1 時間	100 円
興行			
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催し			

備考 行為に要する面積が 1 m² 未満であるとき、又はその面積に 1 m² 未満の端数があるときは、1 m² として計算するものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署等:環境経済部商工観光課(指定管理者) No.008

処 分 名	道の駅「庄和」の使用料の還付
処 分 の 概 要	既納の使用料は、還付しません。ただし、基準の要件に該当した場合、道の駅「庄和」の使用の許可を受ける者に対して、使用料の全部又は一部を還付することができます。
根拠条例等・条項	春日部市道の駅「庄和」条例（平成 21 年条例第 17 号）第 16 条 春日部市道の駅「庄和」条例施行規則（平成 21 年規則第 31 号）第 10 条、第 11 条
審 査 基 準	◎次の（1）～（4）の要件のいずれかに該当した場合、道の駅「庄和」の使用料が還付されます。 （1）公用又は公共用に供するため使用の許可を取り消したとき。 （2）使用者の責めに帰することができない理由により、施設等を使用することができないとき。 ・災害などにより施設自体が使用できない場合や、災害や事故などに伴う交通機関の途絶などの不可抗力により使用できない場合等を指します。 （3）使用する日の 7 日前までに使用の許可を取り消す旨の申請があったとき （4）使用の許可の変更により既納の使用料に差額が生じたとき （当該変更によって生じた額の還付）
標準処理期間	5 日（申請を受けてから承認するまでの決裁期間）
設 定 年 月 日	平成 2 7 年 4 月 1 日（最終改正：平成 31 年 3 月 22 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	道の駅「庄和」窓口への提出
備 考	・ホームページのリンク先 https://www.michinoeki-showa.or.jp/

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市道の駅「庄和」条例

第 16 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公用又は公共用に供するため使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰すことができない理由により道の駅を使用することができないとき。

■春日部市道の駅「庄和」条例施行規則

第 10 条 条例第 16 条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第 16 条第 1 号又は第 2 号に該当するとき 全額の還付
- (2) 使用する日の 7 日前までに使用の許可を取り消す旨の申請があったとき 全額の還付
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、使用の許可の変更により既納の使用料に差額が生じたとき 当該変更によって生じた額の還付

第 11 条 使用料の還付を受けようとするものは、春日部市道の駅「庄和」使用料還付申請書（様式第 7 号）に当該使用に係る許可書を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、前条第 2 号に該当して還付を受けようとする者は、使用の許可を取り消す旨の申請と同時に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請のあったときは、審査のうえその可否を決定し、春日部市道の駅「庄和」使用料還付通知書（様式第 8 号）により申請したものに通知し、使用料を還付するものとする。

申請に対する処分の審査基準

担当部署:環境経済部商工観光課(指定管理者) No.009

処 分 名	道の駅「庄和」の使用料の減免
処 分 の 概 要	基準の要件に該当した場合、道の駅「庄和」の使用の許可を受ける者に対して、使用料を減額し、又は免除することができます。
根拠法令等・条項	春日部市道の駅「庄和」条例（平成 21 年条例第 17 号）第 15 条 春日部市道の駅「庄和」条例施行規則（平成 21 年規則第 31 号）第 8 条、第 9 条 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例（平成 19 年条例第 33 号） 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則（平成 19 年規則第 52 号）
審 査 基 準	◎道の駅「庄和」の使用料の減免は、次の (1)～(3)の要件のいずれかに該当することが必要です。 (1) 本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除 (2) 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育課程に基づく教育活動のために使用するとき 免除 (3) 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例に基づく障害者等又は障害者団体が利用する場合 「根拠条例及び関係例規等の抜粋」欄参照
標準処理期間	5 日（申請を受けてから承認するまでの決裁期間）
設 定 年 月 日	平成 2 7 年 4 月 1 日（最終改正：平成 31 年 3 月 22 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	道の駅「庄和」窓口への提出
備 考	・ ホームページのリンク先 https://www.michinoeki-showa.or.jp/

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■春日部市道の駅「庄和」条例

第15条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

■春日部市道の駅「庄和」条例施行規則

第8条 条例第15条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除

(2) 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育課程に基づく教育活動のために使用するとき 免除

第9条 使用料の減額又は免除を受けようとするものは、使用しようとする日の7日前までに、春日部市道の駅「庄和」使用料減額・免除申請書（様式第5号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査のうえその可否を決定し、春日部市道の駅「庄和」使用料減額・免除決定通知書（様式第6号）により減額又は免除を承認又は不承認するものとする。

■春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例

（使用料等の減免）

第3条 障害者等又は障害者団体が市の設置した公の施設を利用する場合は、当該公の施設の使用料等を定めた条例の規定にかかわらず、規則で定めるところにより当該使用料等を減額し、又は免除することができる。

■春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則

（減免する使用料等）

第4条 条例第3条の規定により減額し、又は免除することができる使用料等は、別表の左欄に掲げる使用料等とし、当該使用料等の利用者の区分及びその内容は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表（第4条関係）

使用料等の名称	利用者の区分及びその内容	
	障害者等のみで使用する場合	障害者団体が使用する場合
春日部市道の駅「庄和」の使用料等（研修室の使用料等に限る。）	免除	減額

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部商工観光課 No.010

処 分 名	大風文化交流センターの利用許可
処 分 の 概 要	大風文化交流センターを利用しようとするものは、市長の許可を受ける必要があります。
根拠条例等・条項	春日部市大風文化交流センター条例（令和6年3月18日条例第3号）第5条 春日部市大風文化交流センター条例施行規則（令和6年5月13日規則第46号）第3条 春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成19年12月17日条例第52号）第3条
審 査 基 準	次の(1)から(6)のいずれかに該当する場合は、許可しません。 また、管理上必要があるときは、利用について条件を付す場合があります。 (1) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。 (3) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために利用するとき。 (4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために利用するとき。 (5) 暴力団等の利益になると認められるとき。 (6) その他管理上支障があるとき。
標準処理期間	1 日
設 定 年 月 日	令和6年8月1日
申 請 時 期	春日部市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成19年9月28日規則第83号）の規定による予約者の決定の後
申 請 方 法	大風文化交流センター窓口へ提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/benrinavi/shisetsuannai/categorykarasagasu/3/3/25328.html

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市大風文化交流センター条例

(利用の許可及び制限)

第5条 センターを利用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項に規定する許可は、その利用が次のいずれかに該当するときは、これを許可しない。

(1) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。

(3) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために利用するとき。

(4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために利用するとき。

(5) その他管理上支障があるとき。

3 市長は、利用を許可するに当たって管理上必要があるときは、利用について条件を付することができる。

■春日部市大風文化交流センター条例施行規則

(許可手続等)

第3条 条例第5条第1項の規定により、センターの利用の許可を受けようとするものは、春日部市大風文化交流センター利用申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請は、春日部市公共施設予約システムの利用に関する規則(平成19年規則第83号。以下「利用規則」という。)の規定による予約者の決定の後に受け付けるものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

■春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団等 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員をいう。

(2) 公共施設 別表に掲げる条例及び規則で規定する施設をいう。

(使用の制限)

第3条 公共施設の管理者(以下「管理者」という。)は、当該公共施設の使用について別に定めるもののほか、その使用が暴力団等の利益になると認められるときは、当該公共施設の使用を許可しない。

別表

(第2条関係)

春日部市大風文化交流センター条例(令和6年条例第3号)

申請に対する処分の審査基準

担当部署:環境経済部商工観光課 No.011

処 分 名	大風文化交流センターの使用料の減免
処 分 の 概 要	市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができます。
根拠法令等・条項	春日部市大風文化交流センター条例（令和6年3月18日条例第3号）第15条 春日部市大風文化交流センター条例施行規則（令和6年5月13日規則第46号）第7条 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例（平成19年条例第33号）第3条 春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則（平成19年規則第52号）第4条
審 査 基 準	次の(1)～(4)の要件のいずれかに該当する場合。 (1) 本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除 (2) 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育課程に基づく教育活動のために使用するとき 免除 (3) 障害者、障害者を扶養する者及び介護者（以下「障害者等」という。）のみで使用する場合 免除 (4) 障害者団体が使用する場合 減額
標準処理期間	1日
設 定 年 月 日	令和6年8月1日
申 請 時 期	利用しようとする日の7日前まで
申 請 方 法	大風文化交流センター窓口へ提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/benrinavi/shisetsuannai/categorykarasagasu/3/3/25328.html

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■春日部市大風文化交流センター条例

（使用料の減免）

第 15 条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

■春日部市大風文化交流センター条例施行規則

（使用料の減免）

第 7 条 条例第 15 条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 本市が主催又は共催する事業のために利用するとき 免除

(2) 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育課程に基づく教育活動のために利用するとき 免除

（減免の手続）

第 8 条 使用料の減額又は免除を受けようとするものは、利用しようとする日の 7 日前までに春日部市大風文化交流センター使用料減額・免除申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

■春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例

（使用料等の減免）

第 3 条 障害者等又は障害者団体が市の設置した公の施設を利用する場合は、当該公の施設の使用料等を定めた条例の規定にかかわらず、規則で定めるところにより当該使用料等を減額し、又は免除することができる。

■春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則

（減免する使用料等）

第 4 条 条例第 3 条の規定により減額し、又は免除することができる使用料等は、別表の左欄に掲げる使用料等とし、当該使用料等の利用者の区分及びその内容は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表（第 3 条関係）

使用料等の名称	利用者の区分及びその内容	
	障害者等のみで使用する 場合	障害者団体が使用する 場合
春日部市大風文化交流センターの使用料等	免除	減額

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署等:環境経済部商工観光課 No.012

処 分 名	大風文化交流センターの使用料の還付
処 分 の 概 要	既納の使用料は、還付しません。 ただし、審査基準に該当する場合、使用料の全部又は一部を還付します。
根拠条例等・条項	春日部市大風文化交流センター条例（令和6年3月18日条例第3号）第16条 春日部市大風文化交流センター条例施行規則（令和6年5月13日規則第46号）第9条、第10条
審 査 基 準	次の(1)～(4)の要件のいずれかに該当する場合。 (1) 公用又は公共用に供するため利用の許可を取り消したとき。 (2) 利用者の責めに帰することができない理由によりセンターを利用することができないとき。 ※風災害等により施設が利用できないとき等を指します。 (3) 利用日の7日前までに利用の許可を取り消す旨の届出があったとき (4) その他市長が特に必要と認めたとき。
標準処理期間	1日（上記審査基準(4)の場合は1週間程度）
設 定 年 月 日	令和6年8月1日
申 請 時 期	・ 上記審査基準(1)、(2)の場合 利用することができなくなった日から14日以内 ・ 上記審査基準(3)の場合 利用しようとする日の7日前まで ・ 上記審査基準(4)の場合 随時
申 請 方 法	大風文化交流センター窓口へ提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/benrinavi/shisetsuannai/categorykarasagasu/3/3/25328.html

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市大風文化交流センター条例

（使用料の還付）

第 16 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- （1） 公用又は公共用に供するため利用の許可を取り消したとき。
- （2） 利用者の責めに帰することができない理由によりセンターを利用することができないとき。
- （3） その他市長が特に必要と認めたとき。

■春日部市大風文化交流センター条例施行規則

（使用料の還付）

第 9 条 条例第 16 条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- （1） 条例第 16 条第 1 号又は第 2 号に該当するとき 全額の還付
- （2） 利用日の 7 日前までに利用の許可を取り消す旨の届出があったとき 全額の還付

（還付の手続）

第 10 条 使用料の還付を受けようとするものは、春日部市大風文化交流センター利用取消届出書兼使用料還付申請書（様式第 6 号）に当該利用に係る許可書及び領収書を添えて市長に申請しなければならない。この場合において、前条第 1 号にあっては、原則として利用することができなくなった日から 14 日以内に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請のあったときは、審査のうえその可否を決定し、春日部市大風文化交流センター利用取消通知書兼使用料還付通知書（様式第 7 号）により申請をしたものに通知し、使用料を還付するものとする。